

大阪府告示第1821号

昭和49年大阪府告示第650号（大阪府屋外広告物条例に基づく許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件の指定）の一部を次のように改正し、平成28年1月4日から実施する。

平成27年12月28日

大阪府知事 松井 一郎

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「条例」という。）第3条第1項第7号及び第8号、第4条第1項第6号、<u>第5条第1項第3号</u>及び第4号並びに第8条第1項第3号の規定により、許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件を次のとおり指定する。</p> <p>なお、昭和36年大阪府告示第719号（大阪府屋外広告物条例の規定に基づく許可区域、禁止区域、表示方法等の制限に係る区域及び広告物又はこれを掲出する物件の指定）は、昭和49年4月25日限り廃止した。</p> <p>1 （略）</p> <p>景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観行政団体が定めた景観計画の区域（<u>府が定めた景観計画の区域</u>にあつては、これに隣接する区域を含む。）のうち次に掲げる区域（条例第4条第1項各号に掲げる禁止区域を除く。第2項において同じ。）</p> <p>(1)―(6) （略）</p> <p><u>(7) 古墳周辺区域（別図7の斜線で示す区域）</u></p> <p><u>(8)―(13) （略）</u></p> <p><u>(14) 藤井寺市の区域（高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）（別図8の線で示す道路及び水路との藤井寺市小山八丁目における交点から松原市界までに限る。）及び別図8の線で示す道路及び水路（高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）との藤井寺市小山八丁目における交点から一般国道170号（大阪外環状線の部分に限る。）との藤井寺市大井一丁目における交点までに限る。）</u> 以北の区域並びに一般国道170号（大阪外環状線の</p>	<p>大阪府屋外広告物条例（昭和24年大阪府条例第79号。以下「条例」という。）第3条第1項第7号及び第8号、第4条第1項第6号並びに第5条第1項第3号及び第4号の規定により、許可区域、禁止区域並びに表示の方法の制限に係る区域及び広告物又は掲出物件を次のとおり指定する。</p> <p>なお、昭和36年大阪府告示第719号（大阪府屋外広告物条例の規定に基づく許可区域、禁止区域、表示方法等の制限に係る区域及び広告物又はこれを掲出する物件の指定）は、昭和49年4月25日限り廃止した。</p> <p>1 （略）</p> <p>景観法（平成16年法律第110号）<u>第8条第1項第1号</u>の規定により府が定めた<u>同項に規定する景観計画の区域又はこれに隣接する区域</u>のうち次に掲げる区域（条例第4条第1項各号に掲げる禁止区域を除く。第2項において同じ。）</p> <p>(1)―(6) （略）</p> <p><u>(7)―(12) （略）</u></p> <p><u>(13) 藤井寺市の区域（高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）（平成25年2月22日に変更された旧都市計画道路北条松原線との藤井寺市小山八丁目における交点から松原市界までに限る。）及び平成25年2月22日に変更された旧都市計画道路北条松原線（高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪道路）との藤井寺市小山八丁目における交点から一般国道170号（大阪外環状線の部分に限る。）との藤井寺市大井一丁目における交点までに限る。）</u> 以</p>

部分に限る。) 以東の区域に限る。)

(15)・(16) (略)

5 (略)

(1)―(6) (略)

(7) 古墳周辺区域

(8)―(16) (略)

6 条例第8条第1項第3号の規定による適用除外に係る区域

古墳周辺区域

7 大阪府屋外広告物条例施行規則(昭和49年大阪府規則第22号。以下「規則」とい

う。) 別表第4第1号及び第2号の規定により知事が公示して定める区域

古墳周辺区域

8 規則別表第4第1号の表の規定により知事が公示して定める区域

第5項第3号から第16号まで(第7号を除く。)に掲げる区域

9 規則別表第4第2号の表備考1の規定により知事が公示して定める区域

古墳周辺特別区域にあつては別図9の黒色で着色した区域、古墳周辺一般区域にあ

つては別図9の斜線で示す区域

10 規則別表第5の表備考1の規定により知事が公示して定める区域

古墳周辺区域

北の区域並びに一般国道170号(大阪外環状線の部分に限る。)以東の区域に限る。)

(14)・(15) (略)

5 (略)

(1)―(6) (略)

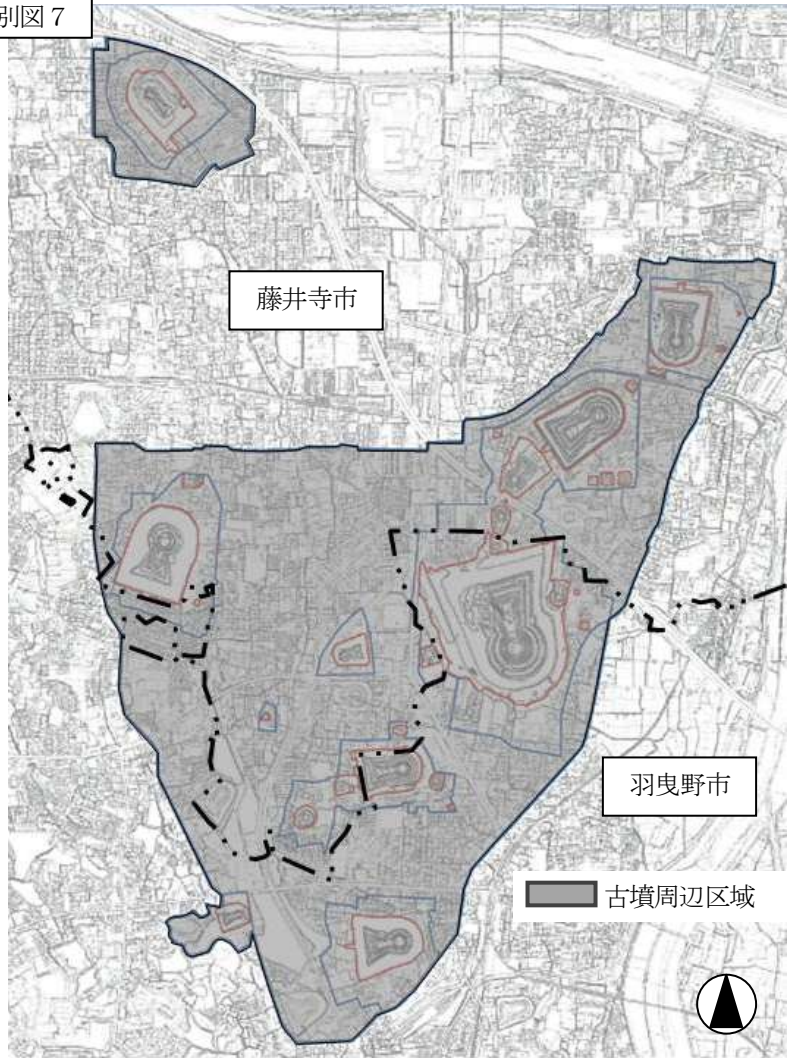
(7)―(15) (略)

6 大阪府屋外広告物条例施行規則(昭和49年大阪府規則第22号) 別表第4の規定に

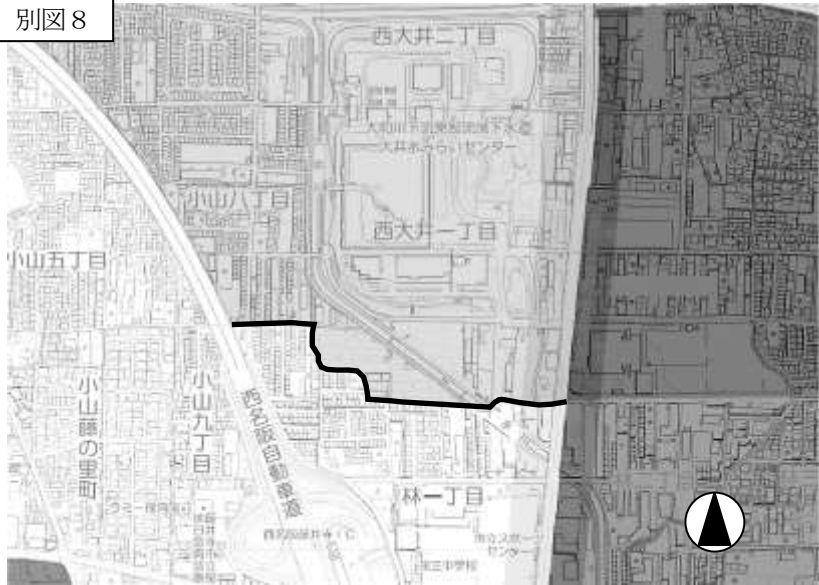
より知事が指定する区域

第5項第3号から第15号までに掲げる区域

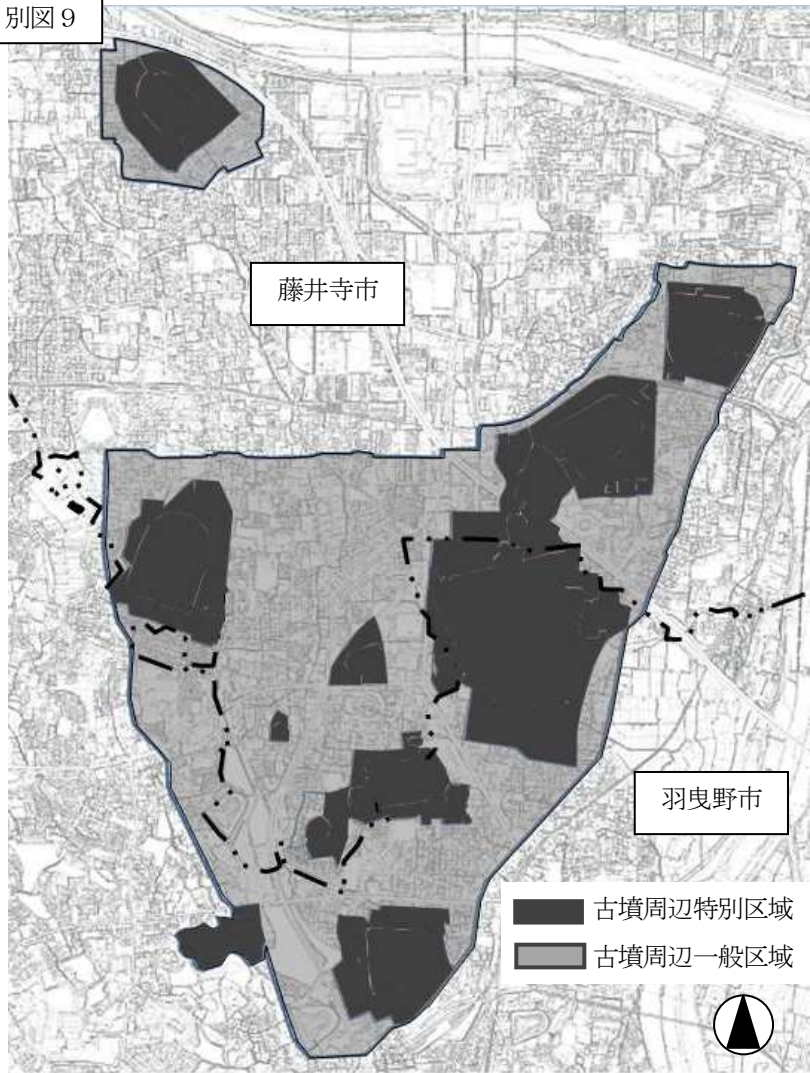
別図7



別図 8



別図9



- 古墳周辺特別区域
- 古墳周辺一般区域

